

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
規 則	
◎高知県割賦販売法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○県統計調査の実施（5件）（統計分析課）	7
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（18件）（治山林道課）	9
公 告	
○平成30年度クリーニング師試験の実施（食品・衛生課）	14
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	15
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	15
入札公告	
○一般競争入札（土佐NET端末の借入れ）の公告（警察本部会計課）	15

-----  
規 則  
-----

高知県割賦販売法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年5月25日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第45号**

**高知県割賦販売法施行細則の一部を改正する規則**

高知県割賦販売法施行細則（平成12年高知県規則第114号）の一部を次のように改正する。

別記様式（裏面）中「指定受託機関」を「指定受託機関、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」に、「（7）」を「（8）」に、「（8）」を「（9）」に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第46号**

**高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則**

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年高知県規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式 (第5条関係)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書  
(林業・木材産業改善措置に関する計画書)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号  
住所  
氏名  
④  
(会社その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項の規定により、次のとおり林業・木材産業改善措置に関する計画を作成しましたので、高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目標

<input type="checkbox"/>	林業経営又は木材産業経営の改善 (別紙1のとおり)
<input type="checkbox"/>	林業労働に係る労働災害の防止 (別紙2のとおり)
<input type="checkbox"/>	林業労働に従事する者の確保 (別紙3のとおり)

注 該当するものの欄に○を記入し、その内容を記入した別紙を添えてください。

2 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

<input type="checkbox"/>	機械又は施設の導入 (別紙4のとおり)
<input type="checkbox"/>	森林施業の実施に係るもの (別紙5のとおり)
<input type="checkbox"/>	立木取得に係るもの (別紙6のとおり)
<input type="checkbox"/>	上記以外の内容のもの (別紙7のとおり)

注 該当するものの欄に○を記入し、その内容を記入した別紙を添えてください。

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高					
円 ( 年 月 日現在)					
区分	総事業費			資金内訳	
			計	林業・木材産業改善資金	その他の借入金 自己資金

年度									
年度									
年度									
合計									

- 注 1 「総事業費」欄は、改善措置の取組の具体的な内容(機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等)に区分して記入してください。また、改善措置に係る具体的な内容が複数ある場合は全て記載し、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記入してください。
- 2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、各年度ごとの総事業費及び資金内訳を記入してください。
- 3 上記2に該当する場合、「総事業費」欄の各年度の計は、2の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙の年度ごとの所要額の計と一致させてください。

(添付書類)

- 貸付資格の認定を申請する日の前日までに納期限の到来した県税について滞納がない旨の証明書
- 法律の特例に該当し、償還期間を10年以上又は据置期間を3年以上とする場合は、各法律の特例に該当する旨を証明する書類(事業計画の認定書の写し等)

別紙1（林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合）

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営又は木材産業経営の現状及び目標

項目	現状	目標
従業員数（個人の場合は、家族従事者数を括弧内に内書きしてください。）	（ 人 人）	（ 人 人）
資本金又は出資金（法人の場合にのみ記入してください。）	万円	万円
資本装備の状況		
生産等の状況		
年間収入（法人の場合は、年間売上高）	万円	万円
年間所得（法人の場合は、年間営業利益）	万円	万円

- 注 1 「資本装備の状況」欄は、事業実施に必要な主な施設、機械器具等の設置状況について記入してください。
- 2 「生産等の状況」欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記入してください。
- 3 「年間収入」欄及び「年間所得」欄は、林業又は木材産業に係るものを記入してください。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目	現状（年度）	目標（年度）	1との関係

- 注 1 「改善項目」欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標（生産性の向上、生産量の増加、生産及び販売コストの削減、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等）を記入してください。
- 2 「現状」欄及び「目標」欄は、申請時点における改善項目の現状及び改善措置計画終了時点の目標を原則として数値で記入し、年度も記入してください。
- 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記入してください。

- 4 「1との関係」欄は、目標と「1 林業経営又は木材産業経営の現状及び目標」の年間収入（年間売上高）又は年間所得（年間営業利益）との関係を記入してください。

別紙2（林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合）

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業労働従事者用

項目	現状（年度）	目標（年度）
年間従事日数	日	日
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

注 1 「労働災害防止」欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状及び改善措置計画終了時点の目標を記入し、年度も記入してください。

2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記入してください。

2 雇用主（個人を含みます。）用

項目	現状（年度）	目標（年度）
従業員数	人	人
年間延べ雇用量		
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

注 1 「従業員数」欄及び「年間延べ雇用量」欄は、家族従事者を含めて記入してください。

2 「労働災害防止」欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状及び改善措置計画終了時点の目標を記入し、年度も記入してください。

3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記入してください。

## 別紙3（林業労働に従事する者の確保を目的とする場合）

## 林業・木材産業改善措置の目標

項目	現状（年度）	目標（年度）
従業員数	人	人
年間延べ雇用数		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保		

- 注 1 「従業員数」欄及び「年間延べ雇用数」欄は、家族従事者を含めて記入してください。
- 2 「労働従事者の確保」欄は、申請時点における新規雇用者数、従業員全体に占める若年（例えば40歳未満）の従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状及び改善措置終了時点の目標を記入し、年度も記入してください。
- 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記入してください。

## 別紙4（機械又は施設の導入の場合）

## 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

項目	年度	
	現在設置している機械・施設	導入する機械・施設
目的		
機械・施設名等		
規格・能力等		
導入時期	購入： 年 月 日	設置予定： 年 月 日
台数	台	台
単価		円
所要額		円
その他	処分方法（廃棄・下取・継続使用）	1 更新・新規 2 新品・中古（ 年製造） 3 購入・賃貸

- 注 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別の表にしてください。また、導入が複数ある場合は、表の追加、加工等により、様式を変更してください。
- 2 「機械・施設名等」欄及び「規格・能力等」欄は、内容が分かる写真又はパンフレットを添付する場合は、記入を省略することができます。
- 3 「その他」欄は、各欄に記入することができない必要事項についても記入してください。

別紙5 (森林施業の実施に係るものの場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度 \_\_\_\_\_

項目		内容						
目的								
施業対象森林の概要		別紙のとおり						
作業種	森林の位置	作業種別の事業計画						
		事業の開始時期 ～終了時期	齢級	面積	材積	延長	所要額	
間伐								
	計							
複層伐								
	計							
作業路 の開設 ・改良								
	計							
合計								

- 注 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別の表にしてください。
- 2 施業対象森林の概要は、所在地及び現況（樹種別・林種別・齢級別の面積及び蓄積）を別紙に記入して添えてください。また、施業対象森林の位置を明らかにした図面を添えてください。

別紙6 (立木取得を行う場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度 \_\_\_\_\_

伐採対象立木										取得 予定 年月 日	取得 対象 立木	所要額
立木 所有者の 氏名	立木の位置			立木の樹種、樹齢及び材積								
	市町村	地番	林小班	人工林			天然林					
				樹種	樹齢	材積	樹種	樹齢	材積			
計												

- 注 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別の表にしてください。
- 2 「伐採対象立木」欄は、権限に基づき管理している立木について記入してください。
- 3 林小班ごとに記入してください。
- 4 樹種及び樹齢が複数のものは、主たるものを記入してください。
- 5 「取得対象立木」欄は、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木の場合に○を記入してください。
- 6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目の追加等により、様式を変更してください。
- 7 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図及び木材加工業者との木材の安定供給に係る協定等の写しを添えてください。

別紙7（その他の取組の場合）

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

項目		内容
	研修	
	指導又は助言	
	調査	
	その他	
実施時期		年 月 日
所要額		円

注 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別の表にしてください。

2 該当する項目に○を記入し、内容の欄には、研修等を受ける目的及び内容（受講先、受講名等）を記入してください。

-----  
告 示  
-----

## 高知県告示第426号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成30年5月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称  
木材統計調査（製材工場調査）
- 2 調査の目的  
高知県内の製材業者等を対象に、乾燥材の生産量等の調査を実施し、木材産業に関する県の基本施策を立案する基礎資料として、県内木材産業の実態を把握するため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域  
県内全域
  - (2) 単位  
事業体
  - (3) 属性  
製材工場等
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - (1) 報告を求める事項  
ア 事業体名  
イ 代表者名  
ウ 住所  
エ 連絡先  
オ 従業員数  
カ 樹種別入荷量  
キ 入荷先内訳  
ク 生産量  
ケ 生産品目  
コ 地域別出荷量
  - (2) その基準となる期間  
平成29年1月1日から同年12月31日まで
- 5 報告を求める者
  - (1) 数  
99社
  - (2) 選定方法  
全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
  - (1) 調査組織  
県が民間業者を經由して報告を求める。
  - (2) 調査方法  
事前に調査票を送付、後日調査員が訪問し聞き取り調査

<p>7 報告を求める期間 平成30年6月中旬から同年11月中旬まで</p> <p><b>高知県告示第427号</b> 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 木材統計調査（乾燥材生産量等調査）</p> <p>2 調査の目的 高知県内の製材業者等を対象に、乾燥材の生産量等の調査を実施し、木材産業に関する県の基本施策を立案する基礎資料として、県内木材産業の実態を把握するため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 県内全域</p> <p>(2) 単位 事業体</p> <p>(3) 属性 製材工場等</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 事業体名 イ 代表者名 ウ 住所 エ 連絡先 オ 従業員数 カ 生産量（天然乾燥・人工乾燥に係る樹種別・用途別生産量、人工乾燥機種類別・容積別生産量） キ 人工乾燥機等の種類・容積・乾燥日数・コスト ク 天然乾燥方法 ケ その他（粗挽き寸法、修正挽き、モルダー台数・メーカー） コ 後継者の有無</p> <p>(2) その基準となる期間 平成29年1月1日から同年12月31日まで</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 101社</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間業者を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法</p>	<p>事前に調査票を送付、後日調査員が訪問し聞き取り調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成30年6月中旬から同年11月中旬まで</p> <p><b>高知県告示第428号</b> 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 木材統計調査（プレカット工場調査）</p> <p>2 調査の目的 高知県内の製材業者等を対象に、乾燥材の生産量等の調査を実施し、木材産業に関する県の基本施策を立案する基礎資料として、県内木材産業の実態を把握するため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 県内全域</p> <p>(2) 単位 事業体</p> <p>(3) 属性 プレカット工場</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 事業体名 イ 代表者名 ウ 住所 エ 連絡先 オ 工場の内容（従業員数、加工能力、年間加工量、加工賃、販売先）</p> <p>(2) その基準となる期間 平成29年1月1日から同年12月31日まで</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 6社</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間業者を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 事前に調査票を送付、後日調査員が訪問し聞き取り調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成30年6月中旬から同年11月中旬まで</p> <p><b>高知県告示第429号</b> 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成</p>	<p>21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 木材統計調査（製材工場等における端材の発生・利用状況等調査）</p> <p>2 調査の目的 高知県内の製材業者等を対象に、乾燥材の生産量等の調査を実施し、木材産業に関する県の基本施策を立案する基礎資料として、県内木材産業の実態を把握するため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 県内全域</p> <p>(2) 単位 事業体</p> <p>(3) 属性 製材工場、プレカット工場等</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 事業体名 イ 代表者名 ウ 住所 エ 連絡先 オ 端材の処理方法とその発生量</p> <p>(2) その基準となる期間 平成29年1月1日から同年12月31日まで</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 117社</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間業者を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 事前に調査票を送付、後日調査員が訪問し聞き取り調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成30年6月中旬から同年11月中旬まで</p> <p><b>高知県告示第430号</b> 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 木材統計調査（おが粉生産動向調査）</p>
---	---	---



<p>2 調査の目的 高知県内の製材業者等を対象に、乾燥材の生産量等の調査を実施し、木材産業に関する県の基本施策を立案する基礎資料として、県内木材産業の実態を把握するため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 県内全域</p> <p>(2) 単位 事業体</p> <p>(3) 属性 製材工場等</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 事業体名 イ 代表者名 ウ 住所 エ 連絡先 オ おが粉の運搬先とその割合</p> <p>(2) その基準となる期間 平成29年1月1日から同年12月31日まで</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 104社</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間業者を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 事前に調査票を送付、後日調査員が訪問し聞き取り調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成30年6月中旬から同年11月中旬まで</p> <p><b>高知県告示第431号</b> 平成30年1月高知県告示第8号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を安芸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 岐阜県各務原市那加東那加町12番地1 イ 氏名 有光 尚</p>	<p>(2)ア 登記簿記載の住所 茨城県日立市森山町二丁目35番1号 イ 氏名 有光 啓</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 茨城県日立市森山町二丁目35番1号 イ 氏名 有光 司</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 茨城県日立市森山町二丁目35番1号 イ 氏名 有光 加代子</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 兵庫県西宮市甲子園三保町2番2号 イ 氏名 有光 章</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 南国市下野田42番地2 イ 氏名 有光 隆</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 兵庫県西宮市甲子園三保町2番2号 イ 氏名 有光 泰子</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル郡ニューアークグリーンブリッジ142番地B-3 イ 氏名 有光 隆</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル郡ニューアークグリーンブリッジ142番地B-3 イ 氏名 有光 佳代</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル郡ニューアークグリーンブリッジ142番地B-3 イ 氏名 有光 央</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和61年6月農林水産省告示第970号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件</p>	<p>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第432号</b> 平成30年1月高知県告示第12号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高知市南越前町56番地1 イ 氏名 公文 顯</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和62年7月農林水産省告示第924号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第433号</b> 平成30年1月高知県告示第16号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川甲938番地 イ 氏名 筒井 良男</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市升形31番地 イ 氏名 大久保 宏志</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川甲2901番地 イ 氏名 野田 爲朝</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所</p>
--	---	---

<p>吾川郡吾北村上八川甲938番地 イ 氏名 筒井 鷹光 (5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別1964番地 イ 氏名 国友 太郎 (6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別137番屋敷 イ 氏名 国友 徳馬 (7)ア 登記簿記載の住所 大阪府堺市北区長曾根町3062番地2 シャイニーセ ン103号 イ 氏名 片岡 正吾 (8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村久喜893番地 イ 氏名 藤原 清稔 (9)ア 登記簿記載の住所 香川県善通寺市中村町151番地1 イ 氏名 藤原 義志 (10)ア 登記簿記載の住所 大阪市住吉区墨江東二丁目59番地 イ 氏名 大石 時子 (11)ア 登記簿記載の住所 愛媛県今治市横田町三丁目3番29号 イ 氏名 山崎 章一 (12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2504番地 イ 氏名 永富 省三 (13)ア 登記簿記載の住所 高岡郡大桐村大平63番屋敷 イ 氏名 片岡 猪三郎 (14)ア 登記簿記載の住所 高知市一宮16番地 イ 氏名 大原 賢三 (15)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>高岡郡越知町越知甲1943番地 イ 氏名 斉藤 生智 (16)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁426番地 イ 氏名 織田 好和 (17)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知499番屋敷 イ 氏名 小田 万次 (18)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲1959番地 イ 氏名 井上 直一 (19)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町野老山2034番地 イ 氏名 大川口 忠清 (20)ア 登記簿記載の住所 高知市本丁筋210番地 イ 氏名 片岡 武雄 (21)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村高瀬305番地2 イ 氏名 片岡 繁香 (22)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝1746番地 イ 氏名 篠原 秀記 (23)ア 登記簿記載の住所 大阪市城東区茨田横堤町968番地 イ 氏名 山本 啓男 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和63年10月農林水産省告示第1698号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第434号</b> 平成30年1月高知県告示第40号で告示した指定施業要件の変更</p>	<p>予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を大川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直 1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村大北川136番地 イ 氏名 川村 喜久次 (2)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町土居152番地 イ 氏名 川村 喜久次 (3)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村大北川307番地 イ 氏名 川村 計廣 (4)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町土居210番地 イ 氏名 川村 敏晴 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年4月農林水産省告示第566号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第435号</b> 平成30年1月高知県告示第42号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直 1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 香美郡香北町猪野々3428番地 イ 氏名 猪野 泰幸 (2)ア 登記簿記載の住所</p>
--	---	--

<p>香美郡物部村山崎2435番地2</p> <p>イ 氏名 山崎 元資</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 香美郡上韮生村柳瀬1708番地</p> <p>イ 氏名 岡本 勝儀</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村柳瀬1705番地</p> <p>イ 氏名 岡本 命繁</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村柳瀬106番屋敷</p> <p>イ 氏名 岡本 命繁</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年10月農林水産省告示第1518号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第436号</b> 平成30年1月高知県告示第43号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を馬路村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路3298番地</p> <p>イ 氏名 古田 茂</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路3232番地</p> <p>イ 氏名 清岡 満治</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路3098番地</p> <p>イ 氏名 西尾 晃一郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p>	<p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年10月農林水産省告示第1648号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第437号</b> 平成30年1月高知県告示第44号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村楮佐古676番地1</p> <p>イ 氏名 山本 勝身</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和61年1月農林水産省告示第24号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第438号</b> 平成30年1月高知県告示第45号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を安芸市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町間下25番屋敷</p> <p>イ 氏名 武内 儀三郎</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町間下316番地</p> <p>イ 氏名 深川 盛義</p>	<p>(3)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町間下327番2号地</p> <p>イ 氏名 武内 虎吉</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町正弘39番屋敷</p> <p>イ 氏名 小松 治太郎</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町正弘55番屋敷</p> <p>イ 氏名 小松 鶴貴代</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町正弘683番地</p> <p>イ 氏名 武本 省馬</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町内京坊10番屋敷</p> <p>イ 氏名 西岡 進助</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町内京坊186番ロ号地</p> <p>イ 氏名 小松 武久</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町内京坊28番屋敷</p> <p>イ 氏名 中藪 喜之助</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町内京坊33番屋敷</p> <p>イ 氏名 小松 長太郎</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町内京坊9番屋敷</p> <p>イ 氏名 竹内 馬次</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路3853番地</p> <p>イ 氏名 小松 弾政</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路3853番地</p> <p>イ 氏名 小松 百合子</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所</p>
--	---	---

<p>大阪府寝屋川市豊里町20番15号</p> <p>イ 氏名 西尾 寿公</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 安芸市本町三丁目 2番11号</p> <p>イ 氏名 岩佐 広芳</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和61年3月農林水産省告示第342号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第439号</b> 平成30年2月高知県告示第92号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を安芸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 安芸市伊尾木630番地</p> <p>イ 氏名 高橋 正男</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年9月農林水産省告示第1736号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第440号</b> 平成30年2月高知県告示第121号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を大豊町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p>	<p>(1)ア 登記簿記載の住所 静岡市谷田183番地 1</p> <p>イ 氏名 安岡 元彦</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年6月農林水産省告示第1391号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第441号</b> 平成30年2月高知県告示第122号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村北川3054番地</p> <p>イ 氏名 影平 道子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市比島町二丁目 9番27号</p> <p>イ 氏名 久光 茂子</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市本町二丁目 3番23号</p> <p>イ 氏名 山本 久子</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原町下西の川786番地 1</p> <p>イ 氏名 下元 貞太郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。 昭和59年10月農林水産省告示第2095号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件</p>	<p>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第442号</b> 平成30年2月高知県告示第125号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲3083番地</p> <p>イ 氏名 栗林 利之助</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町334番屋敷</p> <p>イ 氏名 安岡 乙松</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町345番屋敷</p> <p>イ 氏名 田中 近</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年5月農林水産省告示第661号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第443号</b> 平成30年2月高知県告示第126号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町成川86番地</p> <p>イ 氏名 岡林 嘉彦</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所</p>
---	--	---

<p>高知市鴨部638番地6</p> <p>イ 氏名 藤村 千恵</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町成川420番地</p> <p>イ 氏名 岡林 梅子</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年5月農林水産省告示第751号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第444号</b> 平成30年2月高知県告示第128号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を檜原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 滋賀県高島郡朽木村大字野尻486番地</p> <p>イ 氏名 川上 寿一郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和61年3月農林水産省告示第377号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第445号</b> 平成30年2月高知県告示第129号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を南国市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日</p>	<p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 南国市黒滝244番地</p> <p>イ 氏名 吉川 弥久喜</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 長岡郡長岡村東崎58番屋敷</p> <p>イ 氏名 國澤 源次</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 南国市東崎1464番地1</p> <p>イ 氏名 長陵林材株式会社</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和61年3月農林水産省告示第380号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第446号</b> 平成30年2月高知県告示第130号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地藏寺村東石原125番上屋敷</p> <p>イ 氏名 宮元 事白</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 青森市松原三丁目9番47号 エクセレンス松原305号</p> <p>イ 氏名 山本 礼</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 東京都品川区北品川三丁目6番38番 グランクロワー ジュ御殿山302号</p> <p>イ 氏名 山本 拓史</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>横浜市戸塚区平戸三丁目3番31号</p> <p>イ 氏名 宮崎 遵</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 広島市安佐南区大町東一丁目12番11-302号</p> <p>イ 氏名 宮崎 裕</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高知市百石町三丁目17番8号</p> <p>イ 氏名 福島 潔子</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 土佐郡森村土居94番地</p> <p>イ 氏名 福島 潔子</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 大阪市東淀川区下新庄五丁目7番19号</p> <p>イ 氏名 石川 徹</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和61年3月農林水産省告示第381号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第447号</b> 平成30年3月高知県告示第149号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 香美郡上葦生村黒代1139番地</p> <p>イ 氏名 岡村 秀市</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 香川県善通寺市弘田町363番地1</p> <p>イ 氏名 楮佐古 友一</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所</p>
--	---	--

<p>高知市東秦泉寺245番地</p> <p>イ 氏名 和田 喜代志</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市吸江58番地</p> <p>イ 氏名 和田 農寛</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高知市高須新町三丁目2番30号</p> <p>イ 氏名 和田 光明</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐山村桑尾41番屋敷</p> <p>イ 氏名 和田 千代藏</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年12月農林水産省告示第2354号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第448号</b> 平成30年3月高知県告示第158号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を宿毛市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木158番地</p> <p>イ 氏名 奥村 重通</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡月灘村小才角643番地</p> <p>イ 氏名 二神 照美</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町小才角456番地</p> <p>イ 氏名 浜田 政喜</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>名古屋市西区上名古屋町四丁目43番地1</p> <p>イ 氏名 二神 泰得</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大内町一切76番地</p> <p>イ 氏名 中野 梅芳</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 宿毛市平田町黒川3574番地</p> <p>イ 氏名 増田 文恒</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 宿毛市平田町黒川3574番地</p> <p>イ 氏名 増田 利平</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町156番地5</p> <p>イ 氏名 横山 一男</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛5339番地19</p> <p>イ 氏名 黒石 義治</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 宿毛市平田町黒川2765番地</p> <p>イ 氏名 浦野 幹子</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 宿毛市平田町黒川2768番地1</p> <p>イ 氏名 西尾 武</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 宿毛市中央三丁目3番15-401号</p> <p>イ 氏名 川村 光伸</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 中村市具同69番地1</p> <p>イ 氏名 西尾 晟</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡平田村黒川23番屋敷</p> <p>イ 氏名 増田 升太郎</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 香川県木田郡牟礼町牟礼1671番地3 建設省3-41</p>	<p>イ 氏名 宮本 正司</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和60年10月農林水産省告示第1585号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>----- <b>公 告</b> -----</p> <p>クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成30年度クリーニング師試験を次のとおり行う。 平成30年5月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 試験の日時 平成30年9月6日（木）午前9時から</p> <p>2 試験の場所 高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール</p> <p>3 受験資格 次のいずれかに該当する者であること。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者 (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者</p> <p>4 受験願書及び添付書類 (1) 受験願書（県所定の様式によること。） (2) 履歴書（最終学歴を明記すること。） (3) 受験資格を証明する書類又はその写し (4) 写真（手札型（縦7センチメートル・横6センチメートル程度）とし、出願前6月以内に撮影した正面・無帽・上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） (5) 受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている氏名と現在の氏名とが異なる場合は、当該受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている氏名から現在の氏名への変更の経緯が分かる戸籍の抄本又は個人事項証明書（日本国籍を有しない者にあつては、戸籍の抄本又は個人事項証明書に代えて住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の</p>
---	---	---

- 45に規定する国籍等の記載のある住民票の写し)
- 5 受験願書の配付場所  
県内各福祉保健所及び高知県健康政策部食品・衛生課並びに高知市保健所
- 6 受験願書の受付期間  
平成30年7月24日（火）から同年8月7日（火）まで。ただし、郵送による場合は、平成30年8月7日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受験願書の提出先  
(1) 県内に居住する者は、住所地又はクリーニング所の所在地を所管する福祉保健所（当該住所地又はクリーニング所の所在地が高知市である場合については、高知市保健所）  
(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部食品・衛生課（高知市丸ノ内一丁目2-20）
- 8 試験科目  
(1) 衛生法規に関する知識  
(2) 公衆衛生に関する知識  
(3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能
- 9 試験手数料  
7,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）

~~~~~  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成30年5月25日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                      | 開発区域に含まれる地域の名称          | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                  |
|---------------------------|-------------------------|-----------------------------------|
| 平成30年3月19日<br>29高東土第3214号 | 香南市野市町西野<br>2706番5ほか26筆 | 香南市野市町西野<br>2706<br>香南市長 清藤<br>真司 |

-----  
**人事委員会規則**  
-----

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月25日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第14号**

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連

**合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 香南市教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年5月26日から施行する。

-----  
**入 札 公 告**  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年5月25日

高知県警察本部長 小柳 誠二

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

土佐NET端末 一式

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入物品の借入期間

平成30年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 借入物品の借入場所

高知県警察本部警務部情報管理課が指定する場所

(5) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料（保守料金を含む。）の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成30～32年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544

高知市丸ノ内二丁目4-30

高知県警察本部警務部会計課用度係

電話番号088-826-0110（内線2252）

(2) 入札説明書の交付方法

平成30年5月25日（金）から同年7月5日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札事前説明会の日時及び場所

ア 日時

平成30年6月14日（木）午後1時

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部2階 201会議室

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年7月17日（火）午後1時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成30年7月13日（金）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨<br/>日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金<br/>高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項<br/>この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を平成30年7月5日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効<br/>この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等<br/>規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無<br/>無</p> <p>(7) 契約書作成の要否<br/>要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項<br/>2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成30年6月26日（火）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。<br/>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> | <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口<br/>3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased:<br/>Terminals for Tosa-NET system 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Thursday 5 July 2018</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Tuesday 17 July 2018</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Friday 13 July 2018</p> <p>(5) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan<br/>Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p> |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|